

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	奈良看護大学校
設置者名	奈良県立病院機構

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科 新カリキュラム 合計 132 単位	夜・通信	29 単位	12 単位	
	看護学科 旧カリキュラム 合計 100 単位	夜・通信	48 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考) 2022年4月1日より4年制の奈良看護大学校へと変更					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<p>旧カリキュラム学生：「学習の手引き」を配布。「学習の手引き」は本校事務室にて閲覧可。関係部分の写しの交付可。</p> <p>新カリキュラム学生：個々の学生にシラバスをPDFでメールに添付して発信。シラバスは本校事務室にて閲覧可。関係部分の写しの交付可。</p>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	奈良看護大学校
設置者名	地方独立行政法人奈良県立病院機構

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	奈良看護大学校運営会議
役割	<p>1 協議会は、大学校における教育を効果的にかつ実践的なものとするため、次に掲げる事項について協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学生確保対策に関すること 二 カリキュラムに関すること 三 大学校の今後のあり方に関すること 四 その他大学校の運営に関すること <p>2 協議会は、必要に応じて大学校に対して助言を行うものとする。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
地方独立行政法人奈良県立病院機構 副理事長（総務担当理事）	左記の役職在任中	—
地方独立行政法人奈良県立病院機構 財務担当理事	〃	—
地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局長	〃	—
地方独立行政法人奈良県立病院機構 統括看護管理者	〃	—
奈良県総合医療センター 看護部長	〃	—
奈良県西和医療センター 看護部長	〃	—
奈良県総合リハビリテーションセンター 看護部長	〃	—
奈良県総合医療センター 看護副部長（採用担当）	〃	—

奈良県西和医療センター 看護副部長（採用担当）	〃	—
奈良県総合リハビリテーションセンター 看護副部長（採用担当）	〃	—
公立大学法人奈良県立医科大学 医学部看護学科 教授 田中 登美	〃	—
(備考)		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	奈良看護大学校
設置者名	地方独立行政法人奈良県立病院機構

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>1. 担当教員が 10 月～12 月に科目のシラバスを作成する。</p> <p>2. 各科目のシラバスを 2 月、教務が取りまとめ、内容の確認を行う。</p> <p>3. 旧カリキュラム対象学生は、新学期 4 月に学生に「学習の手引き」を配付し、オリエンテーションで説明する。 新カリキュラム対象学生は、シラバスを PDF 化し、各自にメールに添付して（電子教科書の iPad に）発信し、オリエンテーションで説明する。</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>旧カリキュラム学生：「学習の手引き」を配布。オリエンテーションで説明。「学習の手引き」は本校事務室にて閲覧可。関係部分の写しの交付可。</p> <p>新カリキュラム学生：個々の学生にシラバスを PDF でメールに添付して発信し、オリエンテーションで説明。時間割に関しては学年別の掲示板に掲示。シラバスは本校事務室にて閲覧可。関係部分の写しの交付可。</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

旧カリキュラム対象学生：学則・学則施行細則、履修規程にて評価方法を定めており、これらを記載した「履修要覧」を学生に配布している。

【奈良県立病院機構看護専門学校学則】

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、その試験及び実習の評価に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第23条 授業科目の成績の評価は、優・良・可及び不可をもって表し、優・良及び可を合格とする。

【学則施行細則】

(単位修得の認定)

第5条 各科目の単位修得の認定は、校長が運営会議を経て行う。

【履修規程】

(試験及び試験の評価)

第5条 講義及び演習は、試験によりその評価を行う。

- 2 試験は、筆記試験、口頭試験、レポートまたは実技等により行う。
- 3 試験の評価は、講義時間の3分の2以上を出席しないと評価を受けることができない。
- 4 試験は、定められた日時に行う。
- 5 定められた時間に遅刻した者については、試験開始後 15 分未満の入室は認めるが、試験時間の延長は行なわない。
- 6 原則として試験開始後 30 分未満の退室は認めない。
- 7 試験は、原則として1 試験 45 分とする。
- 8 評価の方法は、教員又は担当講師が決定する。
- 9 試験の評価は、1 科目 100 点を満点とし、80 点以上を優、70 点以上 80 点未満を良、60 点以上 70 点未満を可、60 点未満を不可とする。
- 10 1 科目を複数の教員または講師が担当した場合の評価は、各教員または講師の採点の合計点を 100 点満点に換算する。
- 11 試験中に不正行為をした者については、当該科目の試験を不合格とし、再試験は認めない。
- 12 不適切問題があった場合、担当講師に確認の上、相当分を加点する。

(追試験および追試験の評価)

第6条 次の各号のいずれかの事由により試験を受けられなかった者については、その科目について1 回に限り追試験を受けることができる。

- (1) 疾病 (医師の診断書がある場合)
 - (2) 2 親等以内および同居の 3 親等以内の死亡による忌引き
 - (3) 交通機関の事故および天災その他の非常災害
 - (4) その他校長が特に認める事情
- 2 前項の事由により追試験を受けようとする者は、試験を受けられなかった理由が消滅後、登校した日の午前9 時までその事実を確認するものを添えて追試験願を校長に提出することとする。
 - 3 追試験の実施方法等は、前条の規定に準ずる。ただし、成績は得点の 80%とする。
 - 4 追試験については受験料を免除する。

(再試験および再試験の評価)

第7条 試験を受け不合格であった者は、再試験を受けることができる。

- 2 再試験は、1 科目 1 回までとする。
- 3 再試験料は 2,000 円とする。
- 4 再試験を受けようとする者は、試験結果発表から 3 日以内に再試験願を提出す

る。

- 5 再試験の実施方法等は、第5条の規定に準ずる。ただし、得点が61点以上であっても、成績は可(60点)とする。

(実習及び実習の評価)

第8条 実習は、定められた実習計画に従って履修する。

- 2 学生は、実習期間中においては、別に定める指導要綱に従い、実習指導者の指導を受ける。

- 3 実習の評価は、実習時間の3分の2以上を出席していない場合、受けることができない。

- 4 実習の評価は、実習評価表により行う。

- 5 実習評価表、実習評価基準は、別に定める。

- 6 実習の評価は、1科目100点を満点とし、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。

(追実習および追実習の評価)

第9条 次の各号のいずれかの事由により欠席して実習の評価を受けられなかった者については、その科目について追実習を受けることができる。

- (1) 疾病(医師の診断書がある場合)

- (2) 2親等以内および同居の3親等以内の死亡による忌引き

- (3) 交通機関の事故および天災その他の非常災害

- (4) その他校長が特に認める事情

- 2 前項の事由により追実習を受けようとする者は、実習を受けられなかった理由が消滅後、登校した日の午前9時までに速やかにその事実を確認するものを添えて追実習願を校長に提出することとする。

- 3 追実習は、実習時間、内容等学校が指定した計画に沿って行う。

- 4 追実習の実施方法等は、前条の規定に準ずる。ただし、成績は、得点の80%とする。

- 5 追実習については実習料を免除する。

(再実習および再実習の評価)

第10条 実習で不合格であったものは、再実習を受けることができる。

- 2 再実習は、指定された期間に行う。1科目1回とする。

- 3 実習は、実習時間、内容など学校が指定した計画に沿って行う。

- 4 再実習料は1実習科目20,000円とする。

- 5 再実習を受けようとする者は、結果発表から3日以内に再実習願を提出しなければならない。

- 6 再実習による評価は、第8条の規定に準ずる。ただし、得点が61点以上であっても成績は、可(60点)とする。

(成績の通知)

第11条 校長は、各学年末に学生個々に学業成績を通知する。

(再履修)

第12条 授業科目(実習を除く)の単位不認定者は、履修願を提出し、次年度に実施される当該科目を再受講し、評価を受けることができる。再履修は1科目1回限りとする。

(聴講)

第13条 既に単位を修得している者が聴講を希望する場合、校長判断により聴講を受けることができる。

- 2 聴講願は、当該年度に校長に提出することとする。

- 3 聴講生に試験は実施しない。

(その他)

第14条 この規定に定めるものの他、教育課程の履修に関し必要な事項は、運営会

議で決定する。

新カリキュラム対象学生：学則・学則施行細則、履修規程にて評価方法を定めており、これらを PDF として学生個々にメールに添付にて発信している。学生はこの内容を電子教科書の iPad で確認する事ができる。

【奈良看護大学校学則】

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、その試験及び実習の評価に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第23条 授業科目の成績の評価は、優・良・可及び不可をもって表し、優・良及び可を合格とする。

【学則施行細則】

(単位修得の認定)

第5条 各科目の単位修得の認定は、校長が運営会議を経て行う。

【履修規定】

(試験及び評価)

第10条 評価は、所定の授業が終了した科目について試験により行う。臨地実習については科目実習終了時に実習評価表により行う。

- 2 試験は、筆記試験、口頭試験、レポートまたは実技等により行う。
- 3 試験の評価は、授業科目時間の3分の2以上を出席しないと評価を受けることができない。
- 4 試験は、定められた日時に行う。
- 5 定められた時間に遅刻した者については、試験開始後15分未満の入室は認めるが、試験時間の延長は行なわない。
- 6 原則として試験開始後30分未満（試験時間の3分の2未満）の退室は認めない。
- 7 試験は、原則として1試験45分、実技試験の時間等についてはその都度担当講師が決定する。
- 8 評価の方法は、教員又は担当講師が決定する。
- 9 試験の評価は、1科目100点を満点とし、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。
- 10 1科目を複数の教員または講師が担当した場合の評価は、原則として15～30時間のまとまりをもって1試験を実施する。1科目について複数の試験を実施することもある。ただし、各教員または講師の採点の合計点を100点満点に換算する。
- 11 試験中に不正行為をした者については、当該科目の試験を不合格とし、再試験は認めない。

(追試験及び追試験の評価)

第11条 次の各号のいずれかの事由により試験を受けられなかった者については、その科目について1回に限り追試験を受けることができる。

- (1) 疾病（医師の診断書がある場合）
- (2) 2親等以内及び同居の3親等以内の死亡による忌引き
- (3) 交通機関の事故及び天災その他の非常災害
- (4) その他校長が特に認める事情

2 前項の事由により追試験を受けようとする者は、試験を受けられなかった理由が消滅後、登校した日の午前9時までには医師の診断書又はその事実を確認するものを添えて追試験願を校長に提出することとする。

3 追試験の実施方法等は、前条の規定に準ずる。ただし、成績は得点の80%とす

る。

4 追試験については受験料を免除する。

(再試験及び再試験の評価)

第12条 試験を受け不合格であった者は、再試験を受けることができる。

2 再試験は、1科目1回までとする。

3 再試験は原則として当該学年中に行う。

4 再試験を受けようとする者は、試験結果発表から3日以内に再試験願を提出し、定められた再試験料を納めることとする。

5 再試験の実施方法等は、第10条の規定に準ずる。ただし、得点が61点以上であっても、成績は可(60点)とする。

(実習及び実習の評価)

第13条 実習は、大学校が定めた実習計画に従って履修する。

2 学生は、実習期間中においては、別に定める実習指導要項に従い、実習指導者の指導を受ける。

3 下記の実習を履修する際には、以下の要件を各々満たしていることを原則とする。

基礎看護学実習1……………要件なし

基礎看護学実習2……………基礎看護学実習1を修得

成人看護学実習・老年看護学実習……………基礎看護学実習2を修得

地域・在宅看護論実習……………基礎看護学実習2を修得

成人・老年看護学実習1・2・3……………基礎看護学実習2を修得

母性看護学実習・小児看護学実習・精神看護学実習……………基礎看護学実習2を修得

臨床教育実習1……………基礎看護学実習2を修得

臨床教育実習2……………成人・老年看護学実習・母性看護学実習・小児看護学実習・精神看護学実習を修得

統合実習……………成人・老年看護学実習・母性看護学実習・小児看護学実習・精神看護学実習を修得

4 実習の評価は、実習時間の3分の2以上を出席していない場合、受けることができない。

5 実習の評価は、実習評価表により行う。

6 実習評価表、実習評価基準は、別に定める。

7 実習の評価は、1科目100点を満点とし、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。

(追実習及び追実習の評価)

第14条 次の各号のいずれかの事由により欠席して実習の評価を受けられなかった者については、その科目について追実習を受けることができる。

(1) 疾病(医師の診断書がある場合)

(2) 2親等以内及び同居の3親等以内の死亡による忌引き

(3) 交通機関の事故及び天災その他の非常災害

(4) その他校長が特に認める事情

2 前項の事由により追実習を受けようとする者は、実習を受けられなかった理由が消滅後、登校した日の午前9時までに速やかに医師の診断書又はその事実を確認するものを添えて追実習願を校長に提出することとする。

3 追実習は、実習時間、内容等大学校が指定した計画に沿って行う。

4 追実習は、原則欠席した実習病棟において実習を行う。

5 追実習の実施方法等は、前条の規定に準ずる。ただし、成績は、得点の80%とする。

6 追実習については実習料を免除する。

(再実習及び再実習の評価)

第15条 実習で不合格であったものは、再実習を受けることができる。

2 再実習は、指定された期間に行う。1科目1回とする。

3 実習は、実習時間、内容など大学校が指定した計画に沿って行う。

4 再実習は、原則欠席した実習病棟において実習を行う。

5 再実習を受けようとする者は、結果発表から3日以内に再実習願を提出し、定められた実習料を納めることとする。

6 再実習による評価は、第8条の規定に準ずる。ただし、得点が61点以上であっても成績は、可(60点)とする。

(成績の通知)

第16条 校長は、各学年末に学生個々に学業成績を通知する。

(再履修)

第17条 授業科目(実習を除く)の単位不認定者は、校長に履修願を提出し、次年度に実施される当該科目を再受講し、評価を受け単位を修得することとする。ただし、再履修は1科目1回限りとする。

(その他)

第18条 この規定に定めるものの他、教育課程の履修に関し必要な事項は、運営会議で決定する。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

旧カリキュラム対象学生：学則において規定。「履修要覧」および「実習要綱」として学生に配布している。

【履修規定】

- ・講義および演習は、試験によりその評価を行う。
- ・試験は、筆記試験、口述試験、レポートまたは実技等により行う。
- ・試験の評価は、1科目100点を満点とする。
- ・試験の評価は、1科目100点を満点とし、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。
- ・実習は、実習評価表により行う。
- ・実習の評価は、1科目100点を満点とする。

【実習要項】

- ・実習評価基準は、各実習要綱に定められた学習目標の達成度を評価基準(80%以上：4 60%以上80%未満：3 25%以上60%未満：2 25%未満：1)に照らして点数化する。

試験の評価の算出方法

- ・履修科目すべての成績を合計し、その平均点を持って順位を決定する。

新カリキュラム対象学生：学則、履修規定において規定。学生にはPDFとして学生個々にメールに添付にて発信している。学生はこの内容を電子教科書のiPadで確認することができる。

【履修規定】

- ・評価は、所定の授業が終了した科目について試験により行う。臨地実習については科目実習終了時に実習評価表により行う。
- ・試験は、筆記試験、口頭試験、レポートまたは実技等により行う。
- ・評価の方法は、教員又は担当講師が決定する。
- ・試験の評価は、1科目100点を満点とし、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。
- ・実習の評価は、実習時間の3分の2以上を出席していない場合、受けることができない。
- ・実習の評価は、実習評価表により行う。
- ・実習の評価は、1科目100点を満点とし、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

旧カリキュラム対象学生には冊子「学習のてびき」「実習要項」「奈良看護大学校学則」は学生に配付。新カリキュラム対象学生には「履修規定」をPDFで学生各自にメールに添付にて送信。学生は電子教科書のiPadにて内容を確認することができる。
事務室にて閲覧可。関係部分の写しの交付可。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

旧カリキュラム対象学生：【奈良県立病院機構看護専門学校学則】

(卒業の認定)

第25条 学生の卒業の認定は、第9条に定める授業科目を履修し、別表第2に掲げる卒業に必要な単位を修得した者に対し、校長が運営会議の議を経て行う。

2 校長は、出席すべき日数（別表第1に規定する授業科目の授業を実施する日数）の3分の1を超えて欠席した者に対し、卒業を原則として認めない。

新カリキュラム対象学生：【奈良看護大学校学則】

(卒業の認定)

第25条 学生の卒業の認定は、第9条に定める授業科目を履修し、別表第2に掲げる卒業に必要な単位を修得した者に対し、校長が運営会議の議を経て行う。

2 校長は、出席すべき日数（別表第1に規定する授業科目の授業を実施する日数）の3分の1を超えて欠席した者に対し、卒業を原則として認めない。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

冊子「学習のてびき」は学生に配付。新カリキュラム対象学生にはこれらの内容を PDF で学生各自にメールに添付にて送信。学生は電子教科書の iPad にて内容を確認することができる。
事務室にて閲覧可。関係部分の写しの交付可。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	奈良看護大学校
設置者名	地方独立行政法人奈良県立病院機構

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	左記のものは設置者のホームページに記載されており（財産目録を除く）、当校ホームページから設置者のホームページからリンク可能。 設置者 HP : http://www.nara-pho.jp/ 当校 HP : https://nara-pho-nursing-college.jp/
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

旧カリキュラム（2学年 3学年）

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程 (看護師3年課程)	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3000時間/100単位	1965時間 /77単位	単位時間 /単位	1035時間 /23単位		3年
			単位時間/単位				

新カリキュラム（1学年）

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程 (看護師3年課程)	看護学科		取得予定		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
4年	昼	3585時間/132単位	2220時間 /98単位	195時間 /8単位	1170時間 /26単位		4年
			単位時間/単位				

生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
240人	201人	0人	13人	127人	140人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

<p>(概要) 旧カリキュラム学生：冊子「学習の手引き」を配布。オリエンテーションで説明。「学習の手引き」は本校事務室にて閲覧可。関係部分の写しの交付可。 新カリキュラム学生：個々の学生にシラバスをPDFでメールに添付して発信し、オリエンテーションで説明。時間割に関しては学年別の掲示板に掲示。</p>
成績評価の基準・方法
<p>(概要) 旧カリキュラム対象学生には冊子「学習のてびき」「実習要項」は学生に配付。新カリキュラム対象学生には「履修規定」をPDFで学生各自にメールに添付にて送信。学生は電子教科書のiPadにて内容を確認することができる。 事務室にて閲覧可。関係部分の写しの交付可。</p>
卒業・進級の認定基準
<p>(概要) 旧カリキュラム学生：冊子「学習のてびき」は学生に配付。新カリキュラム対象学生にはこれらの内容をPDFで学生各自にメールに添付にて送信。学生は電子教科書のiPadにて内容を確認することができる。 事務室にて閲覧可。関係部分の写しの交付可。</p>
学修支援等
<p>(概要) 国家試験対策を計画的に行い、特に解剖生理学に対しては補習を行い、学修の支援をしている。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
66人 (100%)	0人 (%)	65人 (98.5%)	1人 (1.5%)
(主な就職、業界等) 奈良県立病院機構			
(就職指導内容) 病院の説明会の開催 就職相談窓口の開設、進路相談室の設置、 図書室内進路情報コーナーの設置			
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家試験受験資格			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
208人	4人	1.92%
(中途退学の主な理由) 一身上の都合による		

(中退防止・中退者支援のための取組)
教員による細やかな指導、臨床心理士によるカウンセリングを実施

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	100,000 円	360,000 円	260,000 円	教科書代 約 200,000 円 臨地実習衣代 60,000 円 ※旧カリキュラム
看護学科	200,000 円	480,000 円	260,000 円	教科書代 約 200,000 円 臨地実習衣代 60,000 円 ※新カリキュラム
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法 本校事務室にて閲覧可
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)
旧カリキュラム対象学生：【学校評価に関する規定】 (目的) 第1条 この規程は、奈良県立病院機構看護専門学校 (以下「学校」という。) が実施する学校評価について必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規程において、学校評価とは、次のとおりとする。 (1) 学校運営評価 (2) 授業評価 (3) 学生満足度評価 (学校評価委員会の設置) 第3条 学校評価を円滑に行うために、学校に学校評価委員会 (以下「委員会」という) を設置する。 2 委員会は、校長を委員長とし、教職員の中から校長が指名する委員により5名以内で構成する。 3 委員会は、学校評価の企画立案、分析及び進行管理を行う。 4 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。 (学校運営評価) 第4条 学校運営評価は、毎年度末までに行う。 2 学校運営評価は、全教職員が学校評価アンケート評価 (教員用) による評価を行い、委員会が分析を行う。学校評価アンケート (教員用) は別表1とする。評価内容は、以下によるものとする。 (1) 学校経営 (2) 教育課程・教育活動 (3) 入学・卒業対策 (4) 学生生活への支援 (5) 管理運営・財政

- (6) 施設設備
 - (7) 教職員の育成
 - (8) 広報
 - (9) 地域との連携
- (授業評価)

第5条 授業評価は、各科目が終了した時に行う。

2 授業評価は、その科目を受講した学生が授業アンケートによる評価を行い、委員会が分析を行う。授業アンケートは別表2とする。評価内容は、以下によるものとする。

- (1) 担当教員の授業の進め方や授業の内容等
 - (2) 学生自身の授業への取組姿勢等
- (学生満足度評価)

第6条 学生満足度評価は、毎年度末までに行う。

2 学生満足度評価は、全学生が学生満足度調査による評価を行い、委員会が分析を行う学生満足度調査は別表3とする。評価内容は、以下によるものとする。

- (1) 入学理由
 - (2) 授業について
 - (3) カリキュラムについて
 - (4) 教員について
 - (5) 学生支援システムや各種サポートについて
 - (6) 学生生活全般について
 - (7) 進路・就職サポートについて
- (評価結果の公表)

第7条 学校評価の結果及び今後の改善方策は、報告書として取りまとめ作成し、これを公表するものとする。

新カリキュラム対象学生：【学校評価に関する規定】

(目的)

第1条 この規程は、奈良看護大学校（以下「大学校」という）が実施する学校評価について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、学校評価とは、大学校の自己点検のために実施する諸評価のことであり、評価対象は次のとおりとする。

- (1) 学校運営評価
 - (2) 授業評価
 - (3) 学生満足度評価
- (学校評価の目的)

第3条 学校評価の目的は次のとおりである。

- (1) 大学校の教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、大学校として組織的・継続的な改善を図る。
- (2) 学校評価の結果を公表、説明することにより、学生・保護者・地域住民等（以下「大学校関係者」という）に対して適切に説明責任を果たすとともに、大学校関係者から理解と参画を得て、大学校関係者の連携協力による学校づくりを進める。
- (3) 大学校の設置者は学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の

改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図る。

(学校評価委員会の設置)

第4条 学校評価を行うために、学内に学校自己評価委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- 2 委員会は、校長を委員長とし、校長が指名する委員で構成する。
- 3 委員会は、学校評価の企画立案、分析及び進行管理を行う。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(学校運営評価)

第5条 学校運営評価は、毎年度末までに行う。

- 2 学校運営評価は、全教職員が学校評価アンケート（教員用）にて評価を行い、委員会が分析を行う。評価内容は、以下によるものとする。

- (1) 学校経営
- (2) 教育課程・教育活動
- (3) 入学・卒業対策
- (4) 学生生活への支援
- (5) 管理運営・財政
- (6) 施設設備
- (7) 教職員の育成
- (8) 広報
- (9) 地域との連携

(授業評価)

第6条 授業評価は、各科目の終了時に行う。

- 2 授業評価は、その科目を受講した学生が授業アンケートによる評価を行い、委員会が分析を行う。評価内容は、以下によるものとする。

- (1) 学生自身の授業への取り組みについて
- (2) 授業内容について
- (3) 教員の授業に対する姿勢及び授業方法について

(学生満足度)

第7条 学生満足度は、毎年度末までに行う。

- 2 学生満足度は、全学生が学生満足度調査による評価を行い、委員会が分析を行う。評価内容は、以下によるものとする。

- (1) 入学理由
- (2) 授業について
- (3) カリキュラムについて
- (4) 教員について
- (5) 学生支援システムや各種サポートについて

<p>(6) 学生生活全般について</p> <p>(7) 進路・就職サポートについて</p> <p>(評価結果の公表)</p> <p>第8条 学校評価の結果及び今後の改善方策は、報告書として取りまとめ、これを公表するものとする。</p> <p>第9条 学校評価を円滑に行うために、外部より第3者評価者を交えた大学校運営協議会を設置するなどの必要な事項は、理事長が別に定める。</p>		
<p>学校関係者評価の委員</p>		
<p>所属</p>	<p>任期</p>	<p>種別</p>
<p>地方独立行政法人奈良県立病院機構 副理事長（総務担当理事）</p>	<p>左記の役職在任中</p>	<p>奈良県立病院機構 副理事長（総務担当理事）</p>
<p>地方独立行政法人奈良県立病院機構 財務担当理事</p>	<p>〃</p>	<p>奈良県立病院機構 財務担当理事</p>
<p>地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局長</p>	<p>〃</p>	<p>奈良県立病院機構 法人本部事務局長</p>
<p>地方独立行政法人奈良県立病院機構 統括看護管理者</p>	<p>〃</p>	<p>奈良県立病院機構 統括看護管理者</p>
<p>奈良県総合医療センター 看護部長</p>	<p>〃</p>	<p>奈良県総合医療センター 看護部長</p>
<p>奈良県西和医療センター 看護部長</p>	<p>〃</p>	<p>奈良県西和医療センター 看護部長</p>
<p>奈良県総合リハビリテーション センター 看護部長</p>	<p>〃</p>	<p>奈良県総合リハビリ テーションセンター 看護部長</p>
<p>奈良県総合医療センター 副看護部長（採用担当）</p>	<p>〃</p>	<p>奈良県総合医療セン ター 副看護部長（採用担 当）</p>
<p>奈良県西和医療センター 副看護部長（採用担当）</p>	<p>〃</p>	<p>奈良県西和医療セン ター 副看護部長（採用担 当）</p>
<p>奈良県総合リハビリテーション センター 副看護部長（採用担当）</p>	<p>〃</p>	<p>奈良県総合リハビリ テーション センター 副看護部 長（採用担当）</p>
<p>公立大学法人奈良県立医科大学 医学部看護学科 教授 田中 登美</p>	<p>〃</p>	<p>公立大学法人奈良県 立医科大学 医学部看護学科 教授 田中 登美</p>
<p>学校関係者評価結果の公表方法</p>		
<p>(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)</p> <p>事務室にて閲覧</p>		

第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

ホームページ上に掲載

<https://nara-pho-nursing-college.jp>

あるいは、ホームページ、マイナビ、スタディサプリから学校案内、募集案内の送付を郵送で対応している。

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	奈良看護大学校
設置者名	地方独立行政法人奈良県立病院機構

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		22人	20人	42人
内 訳	第Ⅰ区分	12人	9人	
	第Ⅱ区分	8人	9人	
	第Ⅲ区分	2人	2人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				42人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間が標準時間数の5割以下)	0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あっては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。